

それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

当会は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○再共済（再保険）について

当会は、再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当会は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、

当会ホームページ（<https://www.zenrosai.coop>）をご参照ください。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委託にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済coopは、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格

(1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができます。

(2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組

合員となることができます。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

(1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができる。

(2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりについて当該組合員は脱退するものとする。

(3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

(4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失 (2) 死亡 (3) 除名

5. 除名

(1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

①3年間この組合の事業を利用しないとき

②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

(2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop（当会）」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行って頂きます。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行ってまいります。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）

■組合員になられる方へ（出資金について）

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資（1,000円以上）をお願いしています（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りのこくみん共済 coop へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

◇掛金の支払方法 一年払いの場合…1,000円（1回のみ）

たすけあいの輪をむすぶ



全国労働者共済生活協同組合連合会

たすけあいから生まれた保障の生協です。「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

7420B002.20.05.8,500KD

住まいる年払

中部



住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

備えよう!! 大切なあなたの 住まいと家財の保障!!



こくみん共済 coop
公式キャラクター
ビットくん



こくみん共済 coop〈全労済〉中部統括本部

長野推進本部（長野県労働者共済生活協同組合） 福井推進本部（福井県労働者共済生活協同組合）
静岡推進本部（静岡県労働者共済生活協同組合） 愛知推進本部（愛知県労働者共済生活協同組合）
富山推進本部（富山県労働者共済生活協同組合） 岐阜推進本部（岐阜県労働者共済生活協同組合）
石川推進本部（石川県労働者共済生活協同組合） 三重推進本部（三重県労働者共済生活協同組合）

全労済から
「こくみん共済 coop」へ

こくみん共済〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合連合会

たすけあいの輪をむすぶ

住まいる共済

火災共済・自然災害共済

「住まいる共済」は、火災共済と自然災害共済を合わせた呼び名です。
火災・風水害・雪害から地震まで、さまざまなリスクから「住宅」と「家財」を守る保障です。

火災共済		自然災害共済	
火災共済の保障の範囲です。		自然災害共済の保障の範囲です。	
火災など 火災や落雷などの被害を保障します。	風水害など 台風、豪雨、積雪などの被害を保障します。	地震など 地震や噴火などの被害を保障します。	盗難による損害
マンション構造専用 風水害保障なしタイプ	風水害リスクの低いマンションのために風水害保障を不担保にした保障です。掛金がお手頃で家計にやさしいタイプです。		

さらに特約をプラスできます。

- 類焼損害保障特約
- 盗難保障特約
- 個人賠償責任共済
- 借家人賠償責任特約

暮らしを第一に考える
安心のポイント

- 地震や自然災害にしっかり備える「大型タイプ」**
自然災害共済「大型タイプ」は、大型の保障で地震や風水害などの自然災害から、住宅や家財をしっかり守ります。掛金お手頃な「標準タイプ」もあります。
- 住宅の70%以上の焼破損割合で全焼損扱い**
火災共済は、火災などによる住宅の焼破損割合が、70%以上で全焼損扱いとなり、契約共済金額の全額をお支払いします。
- 家財のみでも加入できます**
住まいる共済は家財のみでも加入できますので、住宅保障のみを用意されている方や賃貸住宅にお住まいの方にもご利用いただけます。
- 古い住宅や家財でも「再取得価額」で保障**
火災共済は、火災などによる被害に対して、古い住宅や家財でも、同程度のものを新たに購入・修理するために必要な金額(再取得価額)で保障します。
- もしものときも安心です**
住宅・家財損害の事故受付は、365日・24時間対応で受け付けています。

持ち家が賃貸住宅かによって、必要な保障を選べます。

持ち家にお住まいの方	賃貸住宅にお住まいの方
戸建て マンション	戸建て・マンション・アパート
保障の対象を選ぶことができます	保障の対象は家財のみとなります
住宅と家財 住宅のみ 家財のみ	家財のみ

住まいの保障に特約をプラスしてさらに幅広い安心を!!

PLUS! 自宅が火元となり、近隣の住宅や家財に損害が生じた場合の保障 **類焼損害保障特約**

こんなお住まいの方におすすめです ※火災共済に30口以上加入している場合にプラスできます。

木造住宅 燃え広がるリスクが高い(特に密集している場合)	共同住宅 火災はもちろん消防冠水による被害も保障
--	------------------------------------

【類焼損害保障特約】ってこんな保障
ご契約の住宅から発生した火災、破裂または爆発によって、近隣の住宅およびそこに収容されている家財に損害が生じた場合に保障される特約です。
※類焼先が火災保障に加入されていた場合、そちらの支払いが優先されます。
※類焼先の住宅および家財の所有者にお支払いします。

PLUS! 家財・通貨・預貯金証書など、盗難により生じた損害の保障 **盗難保障特約**

万一、盗まれてしまったら… ※火災共済のみの契約で家財契約に30口以上加入している場合にプラスできます。

一つ一つ買い足して増えていった家財は、意外とたくさんあるものです。まとめて買い直すとなるとかなりの出費です。

こくみん共済 coop 調べでは、20歳代の一人暮らしの場合でも家財の合計は約**300万円**にのぼります。

PLUS! ご自身やご家族(同居で生計を一にする親族)が法律上の賠償責任を負った場合の保障 **個人賠償責任共済**

こんなときに保障されます!(国内の事故に限ります) ※火災共済に30口以上加入している場合にプラスできます。

個人賠償責任共済なら、日常のさまざまな損害賠償に備えられます。特に高額な賠償事例が多い自転車事故の加害者になってしまった場合も保障します。

自転車で他人にぶつかりがけをさせた	店の商品を壊してしまった	飼犬が他人にかみついてけがをさせた	他人の家のモノを壊してしまった
-------------------	--------------	-------------------	-----------------

PLUS! 賃貸住宅にお住まいの方が貸主に対して賠償責任を負った場合の保障 **借家人賠償責任特約**

こんなときに保障されます! ※火災共済に30口以上加入している場合にプラスできます。

借りている部屋から出火…貸主への賠償責任が生じた場合に保障します。	お風呂の水を出しっぱなしにして床が水浸しに…貸主への賠償責任が生じた場合に保障します。
-----------------------------------	---

詳しい保障内容はP.3・4をご確認ください。

「住宅」と「家財」を守る 充実の保障内容

大きな災害から身近な被害までワイドに保障します。

火災共済

■ 火災等共済金

火災などのとき

共済期間中に
火災、落雷、他人の
住居からの水ぬれなどにより
損害が生じたとき。

最高保障額
6,000万円
(600口加入の場合)
プラス15%の臨時費用共済金を
お支払い(200万円限度)*



■ 風水害等共済金*

風水害などのとき

共済期間中に
暴風雨、突風、台風、
高波などにより
損害が生じたとき。

最高保障額
300万円
(600口加入の場合)
プラス15%の臨時費用共済金*を
お支払い*



*臨時費用共済金…罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

その他にも保障される内容

■ 持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、 家財の契約共済金額の20%

*持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財

■ 失火見舞費用共済金

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)

■ 修理費用共済金* (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、契約共済金額の20%

■ 漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)

■ 風呂の空だき見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	風呂釜と浴槽がともに 使用不能となったとき 5万円 風呂釜のみが 使用不能となったとき 2万円

■ 住宅災害死亡共済金*

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 300万円 (1人につき1口あたり5,000円)

■ バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	30万円 または、住宅の契約共済金額

*専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと(例)バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
*家財のみの契約の場合は、対象外となります。

■ 水道管凍結修理費用共済金 (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき(パッキングのみの損壊除く)。	10万円

*凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

■ 付属建物等風水害共済金* (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

被害内容	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	2万円 (1世帯あたり)

*付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

*ご契約内容によって支払対象外となる場合があります。

*マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について…“★”がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

⚠ 損害、被害の程度・加入口数によって最高保障額は異なります。

自然災害共済は、火災共済にプラスしてご加入いただく保障です。

PLUS!

自然災害共済

■ 風水害等共済金*

風水害などのとき

共済期間中に暴風雨、突風、
台風、高波などにより
損害が生じたとき。



最高保障額
大型タイプ 4,200万円

標準タイプ 3,000万円
(600口加入の場合)

*「大型タイプ」「標準タイプ」のいずれかをお選びください。

■ 地震等共済金

地震などのとき

共済期間中に
地震、噴火、津波などにより
損害が生じたとき。



最高保障額
大型タイプ 1,800万円

標準タイプ 1,200万円
(600口加入の場合)

その他にも保障される内容

■ 盗難共済金

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	契約共済金額
通貨(1万円以上)	20万円 または、家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
預貯金証書	200万円 または、家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
持ち出し家財	100万円 または、 家財の契約共済金額の20% (いずれか少ない額)

*汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

*通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

*預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
・預貯金が口座から引き出されていたこと。

*持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

■ 傷害費用共済金*

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になったとき。	1事故1名につき 600万円 (1口あたり最高10,000円)

*「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

■ 付属建物等特別共済金*

(大型タイプ)の住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき。

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり3万円
地震等による損害額が20万円を超える場合	

*付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

■ 地震等特別共済金 (加入口数が20口以上の場合のみ対象)

被害内容	支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	大型タイプ 1世帯あたり4.5万円
	標準タイプ 1世帯あたり3万円

*マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について…“★”がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

被害・損害で異なる 共済金お支払いのしくみ

下表のとおり、被害・損害の程度によって支払額が決まります。

火災などのとき 火災等共済金		火災共済	
被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)			

風水害などのとき 風水害等共済金		火災共済		自然災害共済				
被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	大型タイプ		標準タイプ		
全壊・流失	70%以上	30,000円	300万円	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
半壊	住宅率の 50%~70%未満 30%~50%未満 20%~30%未満	15,000円	150万円	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円	
				35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円	
				21,000円	1,260万円	15,000円	900万円	
一部壊	損害額 100万円を超える 50万円を超え100万円以下 20万円を超え50万円以下 10万円を超え20万円以下	4,000円 2,000円 1,000円 500円	40万円 20万円 10万円 5万円	14,000円	840万円	10,000円	600万円	
				7,000円	100万円	5,000円	100万円	
				2,800円	50万円	2,000円	50万円	
				1,400円	20万円	1,000円	20万円	
床上浸水	50%以上 全床面の	150cm以上	15,000円	150万円	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		100~150cm未満	10,000円	100万円	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
		70~100cm未満	7,000円	70万円	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
	50%未満 全床面の	40~70cm未満	5,000円	50万円	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		40cm未満	3,000円	30万円	7,000円	420万円	5,000円	300万円
		100cm以上	3,000円	30万円	7,000円	420万円	5,000円	300万円
	100cm未満	1,000円	10万円	2,100円	126万円	1,500円	90万円	

※火災共済において、住宅・家財いずれかのみでの契約の場合、支払限度額は上記の表の半額となります。
※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合は対象外です。

地震などのとき 地震等共済金		自然災害共済			
被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
全壊・全焼	住宅の損壊率 70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半壊・大規模半焼	50~70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半壊・半焼	20~50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部壊・一部焼	損害額 100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別共済金		大型タイプ		標準タイプ	
被害の程度	支払額	支払額			
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1世帯あたり 4.5万円	1世帯あたり 3万円			

地震等災害見舞金について 地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。
この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。
※貸家契約、空家契約は対象となりません。

プラスでもっと安心 特約

PLUS! 特約をプラスして暮らしにさらなる安心を。

賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて!

個人賠償責任共済

損害賠償共済金・賠償費用共済金

●火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

支払事由	支払限度額
日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。 (1)日常生活における偶然な事故 (2)主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故	最高3億円
対人臨時費用	死亡させたとき10万円・10日以上入院をさせたとき2万円・対人事故3,000円

注:すでにご加入いただいているご契約を含め、2020年4月1日以降に発生した事故より、支払限度額が3億円となります(お手続きは不要です)。

※損害発生時点で、主たる被共済者と同居で、生計を一にする親族は保障の対象となります(同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません)。
※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。
※「個人賠償責任共済」は、こくみん共済「個人賠償プラス」と同じ保障です。

近隣への延焼による損害に対応!

類焼損害保障特約

●火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

類焼損害共済金

支払事由	支払限度額
住宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害	1億円

万一の盗難にも安心の備え!

盗難保障特約

●火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合にセットできます。

盗難共済金

支払事由	支払限度額
盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	300万円

※火災共済の住宅契約のみに加入、または、自然災害共済に加入している場合は加入することはできません。

被害内容	支払限度額
盗取・汚損・損傷	300万円
通貨(1万円以上)	20万円
預貯金証書	200万円
持ち出し家財	60万円

※右記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度となります。また、家財における被害が対象となります。
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。・預貯金が引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

賃貸住宅にお住まいの方へプラスの安心!

借家人賠償責任特約

●火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

損害賠償共済金・賠償費用共済金

支払事由	支払限度額
居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合	4,000万円 (400口加入の場合)

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。
※借用住宅とは、借用建物のうち保障の対象である家財を収容する戸室(一戸建てを含みます)をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

賠償費用共済金

損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

■損害賠償するにあたって要した費用

- ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当合が必要または有益であったと認める費用など
- ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
- ③示談交渉に要した費用

2ステップでカンタン! 必要保障額と掛金の計算

生活再建
いくらな

に必要な保障額と掛金が
のかを計算してみましょう。

⚠ 火災共済・自然災害共済の共済金は住宅の所有者が契約された場合は非課税となります。できるだけ所有者が契約者になるようにしてください。

ステップ1 必要保障額の計算

必要保障額(加入基準)とは、元通りの生活を再建させるのにいくらかかるか、その目安となるものです。

住宅の必要保障額(持ち家)

住宅の延床面積を確認します。

あ 坪 坪数を計算してください。(坪数=m²÷3.3)
※坪数小数点以下切り上げ

1坪あたりの加入基準を確認します。

●住宅の必要保障額(加入基準)を下表から調べます。
所在地の加入基準をいに記入してください。

い 万円 住宅の加入基準はお住まいの
地域と住宅構造で異なります

〈住宅の加入基準〉

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
木造構造	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
木造構造	その他の道県	60万円
マ鉄骨・耐火構造	東京、神奈川	90万円
マ鉄骨・耐火構造	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
マ鉄骨・耐火構造	その他の道県	70万円

住宅の必要保障額を計算します。

あ 坪 × い 万円 = ア 万円

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただけます。
※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

ア 万円 - 他保険 万円 = イ 万円

家財の必要保障額(持ち家・賃貸住宅)

住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数をもとに家財の必要保障額を確認します。

●家財の必要保障額(加入基準)を下表から調べます。
該当の加入基準をウに記入してください。

ウ 万円 家財の加入基準は住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数で異なります

〈家財の加入基準〉

住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	40歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
10坪未満	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
	上記の範囲外	上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただけます。
※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

ウ 万円 - 他保険 万円 = エ 万円

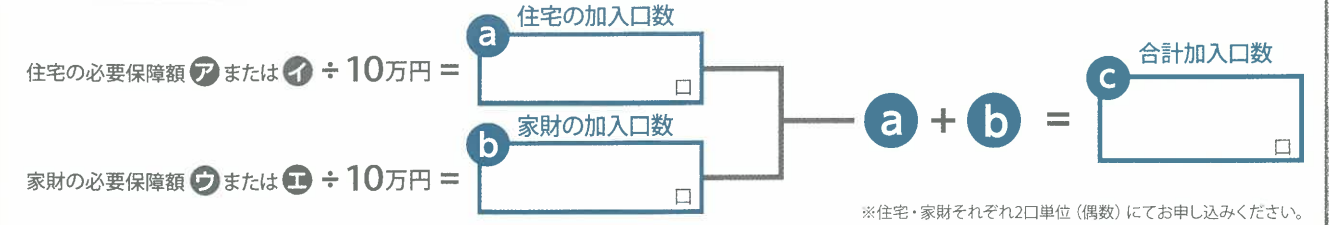
住宅と家財の「必要保障額」の合計を計算します。
住宅の必要保障額 ア または イ + 家財の必要保障額 ウ または エ = 住宅・家財の合計必要保障額 万円

※必要保障額のうち加入できるのは住宅4,000万円(400口)、家財2,000万円(200口)が限度です。

ステップ2 掛金の計算

●掛金は加入口数により算出します。

持ち家の方は住宅と家財の合計加入口数、賃貸の方は家財の加入口数を計算します。



掛金を計算します。建物構造区分ごとに掛金が異なります。お住まいの建物構造区分を P.9 でご確認ください。

火災共済の掛金額

c □ ×

1口あたりの年払掛金	
木造構造	70円
鉄骨・耐火構造	40円
マンション構造(風水害保障なし)	30円(25円)

ECO エコ住宅専用の場合

1口あたりの掛金	年払い
木造構造	68円
鉄骨・耐火構造	39円
マンション構造(風水害保障なし)	29円(24円)

※エコ住宅専用は年払いのみです。

= A 円

自然災害共済の掛金額

c □ ×

大型タイプ 1口あたりの年払掛金	
木造構造	165円
鉄骨・耐火構造	105円
マンション構造(風水害保障なし)	90円(80円)

標準タイプ 1口あたりの年払掛金	
木造構造	110円
鉄骨・耐火構造	70円
マンション構造(風水害保障なし)	60円(55円)

※「大型タイプ」「標準タイプ」のいずれかをお選びください。※自然災害共済のみの加入はできません。

= B 円

●付帯される特約の掛金額

類焼損害保障特約の年払掛金 2,300円 + 盗難保障特約の年払掛金 1,100円 + 個人賠償責任共済の年払掛金 2,300円 = C 円

※類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

借家人賠償責任特約の掛金を計算します。(賃貸住宅の方のみ) 借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート(延床面積50m ² 未満)	1,000万円(100口)
マンション・アパート(延床面積50m ² 以上)	2,000万円(200口)
戸建て	2,000万円(200口)

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。
※左の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。左の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円(50口)~4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

希望する保障額は? 万円 ÷ 10万円 = d □

※2口単位(偶数)にてお申し込みください。

借家人賠償責任特約の掛金額

1口あたりの年払掛金	
木造構造	45円
鉄骨・耐火構造	20円
マンション構造	15円

= D 円

合計の掛金を計算します。 A 円 + B 円 + C 円 + D 円 = あなたの掛金額 円

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

エコ住宅にお住まいの方へ

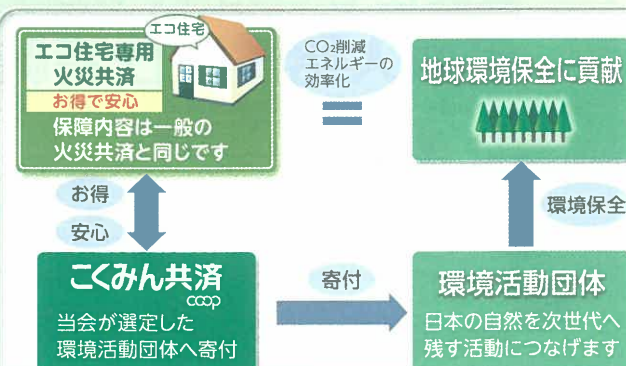


住みいる共済 エコ住宅専用

火災共済・自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

火災共済の掛金を割引した
地球環境にもやさしいプランです。

※掛金の払込方法は、年払いのみです。



加入できるエコ住宅 (下記のエコ設備のいずれかを設置し使用している住宅)

- 太陽光発電システム
- 家庭用燃料電池(例 エネファーム)
- オール電化住宅の電気設備(給湯・厨房・空調設備等の家庭内の熱源をすべて電気で作る住宅です。電気料金の割引適用などで確認することができます)
- 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(例 エコキュート)
- 家庭用ガスコージェネレーションシステム(例 エコウィル)
- 潜熱回収型給湯器(例 エコジョーズ)
- 高効率石油給湯器(例 エコフィール)

※加入申し込みの際には、当社が選定する環境活動団体に寄付する旨についての同意が必要となります。

- エコ設備に該当するのかが不明な方
- エコ住宅専用 住みいる共済に変更したい方 など

こくみん共済 coop までお問い合わせください。

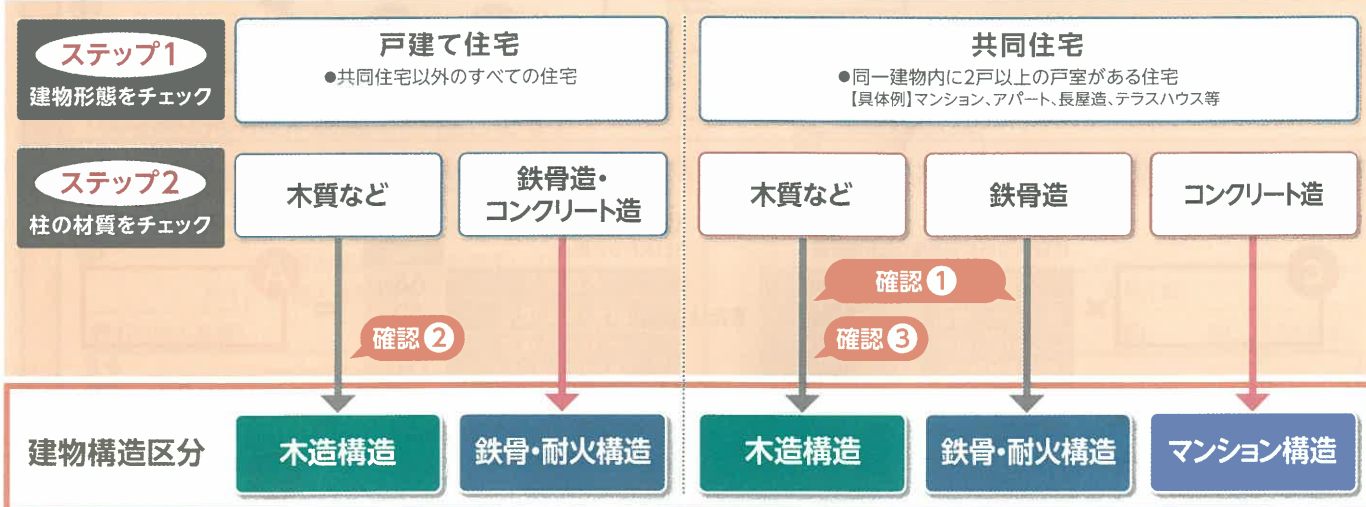
建物構造区分確認ガイド

掛金は住宅の構造(建物構造区分)によって変わりますので、以下の **ステップ1** と **ステップ2** をご覧いただき「建物構造区分」をご確認ください。

(柱の材質が「木質など」の方、共同住宅で「鉄骨造」にお住まいの方は **ステップ3** をご確認ください)

●ホームページでもカンタンに建物の構造を確認できます。

建物構造区分確認ガイド



ステップ3 耐火基準をチェック

確認1
昭和35年以降建築の地上4階建て以上の建物で、3階以上の階が共同住宅の場合、建物構造区分は **マンション構造** を適用します。
※上記以外でも、共同住宅で【耐火建築物】に該当する場合、建物構造区分は **マンション構造** を適用します。下記 **解説4** を参照いただき、ご不明な場合は当会までお問い合わせください。

確認2
【耐火建築物】【準耐火建築物】【省令準耐火建物】のいずれかに該当すれば建物構造区分は **鉄骨・耐火構造** です。

確認3
【準耐火建築物】【省令準耐火建物】のいずれかに該当すれば建物構造区分は **鉄骨・耐火構造** です。

申込書・ステップ3の記入方法

- 「耐火基準」は **1** 耐火建築物を選択してください。
- 「確認方法欄」は **2** とご記入ください。

申込書・ステップ3の記入方法

- 「耐火基準」は **1**～**3** の該当する番号を選択してください。
- 「確認方法欄」は **解説4** を参照いただきご記入ください。

解説 建物構造区分確認について

- 「二世帯住宅」の建物形態** ▶ 建物内部で行き来のできない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。
- 柱が見えない場合の材質の確認方法** ▶ 建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。

●柱の材質について

木質など	鉄骨造	コンクリート造
鉄骨造・コンクリート造以外 ※柱がない枠組壁工法建物(2×4建物)を含みます。	すべての柱(付け柱・飾り柱除く)を鉄骨(CFT含む)または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。	すべての柱(付け柱・飾り柱除く)をコンクリートで造った建物をいいます。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造(鉄筋強化含む)・れんが造・石造もコンクリート造となります。

- 鉄骨と木の柱が混在している場合** ▶ 「木質など」に該当します(ただし、付け柱、飾り柱除く)。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。

- 【耐火建築物】【準耐火建築物】【省令準耐火建物】に該当するかどうかご不明な場合** ▶ 次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ3の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

確認方法	記入番号
こくみん共済coopのホームページで耐火基準コードを確認	4
建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書」「設計書」「保険証券」などの写しが必要です。	1
「耐火基準申請書」を施工者等に記入いただき申込書と一緒に当会へ提出ください。 ※「耐火基準申請書」は当会ホームページよりダウンロードできます。	3

ご不明な場合は、こくみん共済coopまでお問い合わせください。

日常生活に欠かせない「家財」。もう一度買い直すには、意外とお金がかかります。

パソコン、掃除機、じゅうたん…あれもこれも「家財」だね。



■買い直すための金額イメージ

- 食器棚 84,000円
- 冷蔵庫1台 103,400円
- 液晶テレビ40型 131,600円
- DVDレコーダー 36,600円
- 本棚 24,000円
- パソコン 204,200円 (ノート型・高位)
- 応接セット (4点セット・一般) 213,000円
- じゅうたん2畳 46,000円
- 片袖平机 120,000円
- 学習用椅子 12,000円
- シングルベッド (ベッド本体96,000円 / 掛け布団22,000円 / まくら8,100円)
- 掃除機 47,000円
- テーブル4人掛け 120,000円
- 椅子4つで 96,000円
- 食器洗い乾燥機 68,200円

これらを買直すと…

上記の家財が全焼した場合に買い直す費用は

総額1,432,100円!!

例えば世帯主年齢40歳以上で世帯人数4人の場合
買い直すための費用総額(目安) **2,000万円**

※火災共済 家財の必要保障額より



住みいる共済なら
家財のみの加入も可能です!

住まいる共済 ご契約のてびき

火災共済・自然災害共済

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」)までお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ(https://www.zenrosai.coop/tebiki.html)よりご参照ください。

用語の説明

【契約者】当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となる必要があります。
【共済契約関係者】契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。
【生計を一にする(同一生計)】日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。
【共済金受取人】共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
【支払事由】共済金が支払われる事由をいいます。
【発効日】申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

契約締結前にご確認いただく事項

1 共済商品名称と該当する事業規約・細則	契約概要
共済商品名	事業規約・細則
火災共済	風水害等給付金付火災共済
自然災害共済	自然災害共済
個人賠償責任共済	個人賠償責任共済

「エコ住宅専用 住まいる共済」の場合は、火災共済を「エコ住宅専用 火災共済」に読み替えてご確認ください。

2 共済商品のしくみ 契約概要

火災共済

ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払します。契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。※セットできる特約などについては、後記「特約などの概要」をご確認ください。

自然災害共済

ご契約の住宅や家財に地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払します。火災共済にセットして加入できます(火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入してください)。加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかです(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください)。大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。**加入口数**住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

3 共済金をお支払いする場合(支払事由) 契約概要

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について、後述の「★」がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。

火災共済

火災等共済金

保障の対象に火災等により損害が生じた場合 ※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両

各項目に記載しています

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

【共済の目的(保障の対象)】契約により保障されるものをいいます。
【共済契約証書】契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、契約者にお届けするものをいいます。
【再取得価額】被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な当会が定めた標準的な価額をいいます。
【損壊】壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。
【床上浸水】居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

火災共済

の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来

風水害等共済金*

保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に、風水害等により損害が生じ、次の1.または2.に該当する場合
1.住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます) 2.住宅が床上浸水を被った場合 ※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風(竜巻含む)、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ**持ち出し家財共済金**(家財契約がある場合)持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつばら通路に利用されているものを除きます)内において火災等による損害が生じた場合**臨時費用共済金***

火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合

火災見舞費用共済金

保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合**水道管凍結修理費用共済金**(住宅の加入口数20口以上の場合)保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊(パッキン等のみの損壊を除きます)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合**バルコニー等修繕費用共済金**(住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)

保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合**漏水見舞費用共済金**(マンション構造のみ)保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した事故(火災、破裂・爆発を除きます)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合**修理費用共済金***(マンション構造のみ)

借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合

住宅災害死亡共済金*

火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

風呂の空だき見舞金

保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合
1.風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき 2.風呂釜が使用不能になったとき

付属建物等風水害共済金*

(住宅の加入口数20口以上の場合)風水害等により保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合

自然災害共済

風水害等共済金*

保障の対象に風水害等による損害が生じ、次の1.~3.に該当する場合(申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます) 1.住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます) 2.家財の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます) 3.住宅が床上浸水を被った場合

盗難共済金

盗難により次の1.~3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 1.保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 2.日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつばら通路に利用されているものを除きます)内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 3.保障の対象である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたます場合 (1)共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと (2)盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと

地震等共済金

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合 ※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、津波による損壊

地震等特別共済金(住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合)地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合

付属建物等特別共済金* ※大型タイプのみ(住宅の加入口数20口以上の場合)保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物が次の1.または2.に該当する場合 1.風水害等による損害額が10万円を超える場合(申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます) 2.地震等による損害額が20万円を超える場合

傷害費用共済金*

火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合

4 共済金をお支払いできない主な場合

契約概要 注意喚起情報

火災共済

次のいずれかの事由により生じた損害

1.発効日以前に生じた損害 2.住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり 3.契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失 4.保障の対象である家財(持ち出し家財を除きます)が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故 5.火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難 6.置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故 7.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等 8.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 9.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 10.9.以外の放射線照射または放射能汚染 11.7.~10.の事由により発生した事故の延焼または拡大 12.発生原因がいかなる場合でも、7.~10.の事由による事故の延焼または拡大 13.7.~10.の事由に伴う秩序の混乱 14.物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害(風水害等共済金) 15.借用住宅の改築、増築または取りこわし等の工事(借家人賠償責任特約) 16.次の損害賠償責任を負担することにより被った損害(借家人賠償責任特約) (1)被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 (2)被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任 17.共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意(類焼損害保障特約) 18.類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反(他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます)(類焼損害保障特約)

個人賠償責任共済

1.同居または生計を一にする親族に対する損害賠償責任 2.暴行または殴打に起因する損害賠償責任 3.職務従事に起因する損害賠償責任 4.被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害賠償責任 5.心神喪失に起因する損害賠償責任 6.自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

自然災害共済

次のいずれかの事由により生じた損害

1.【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」1.~4.の事由 2.風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難 3.家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、もしくはその他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難 4.持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難 5.【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」8.~10.の事由、8.~10.の事由により発生した事故の延焼または拡大、発生原因がいかなる場合でも8.~10.の事由による事故の延焼または拡大、および8.~10.の事由に伴う秩序の混乱 6.地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害(地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金) 7.原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの(傷害費用共済金) 8.物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害(風水害等共済金、地震等共済金、地震等特別共済金) など

※「共済金をお支払いできない主な場合」は、特約等も含みます。

5 自然災害共済の共済金が削減される場合

契約概要 注意喚起情報

1.自然災害共済は、当会・交連共済・電通共済生協・教職員共済(以下「自然災害共済実施生協」といいます。)が共同で実施するものです。1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払します。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。

(1)風水害等の総支払限度額…600億円

※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等(最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。)と同程度の風水害等であれば概ね削減せず共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払する可能性があります。

(2)地震等の総支払限度額…5,500億円

※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等(2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。)や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震(注)のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せず共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払する可能性があります。(注)南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。

2.当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、1.にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。3.共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

6 お支払いする共済金の額 契約概要 注意喚起情報

▶リーフレットをご確認ください。

7 特約などの概要 契約概要

内容/セット加入の条件

借家人賠償責任特約

借用住宅の借主(被共済者)の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払します。

火災共済(家財)に30口以上加入し、次の(1)~(3)のすべてに該当する場合に加入できます。(1)借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき (2)借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき (3)借用住宅の借主(被共済者)と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき ※被共済者は共済契約関係者でなければなりません。

類焼損害保障特約

契約している住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者(類焼保障被共済者)に共済金をお支払いします。

火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。
※1物件に1契約とします。

盗難保障特約

盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします(家財のみが保障の対象です)。

火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。※自然災害共済に加入している場合は加入できません。

個人賠償責任共済

日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。(1)日常生活における偶然な事故 (2)主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故【被共済者の範囲】被共済者の範囲は、主たる被共済者を中心とする次のいずれかの人としす。ただし、責任無能力者は含みません。なお、主たる被共済者は、火災共済の契約者です。(1)主たる被共済者 (2)主たる被共済者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。) (3)主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族 (4)主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子※損害の原因となった事故発生時において、被共済者の範囲に該当する方が保障の対象となります(同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません)。 ※未婚とは過去に婚姻歴がないことをいいます。 ※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。

火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。

8 保障の重複について 注意喚起情報

下記の特約をセットする場合、当会および当会以外のご契約ですでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の可否をご判断いただいたうえでご加入ください。

類焼損害保障特約	個人賠償責任共済
盗難保障特約	借家人賠償責任特約

9 保障の対象 契約概要

住宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅
※共有持分になっていない場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。

※民泊(住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)物件は、人が居住している建物に該当しないため、加入できません。なお、共済契約関係者が居住される場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

事務所・店舗等併用住宅の扱いについて

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます(いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等を含め住宅全体を対象に加入できます)。

- ㉗ 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
- ㉘ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
- ㉙ 次の用途を兼ねる住宅 ●常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舍・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娛樂場、工場・作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)・倉庫・車庫

住宅の構造について

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。

木造構造	マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅
鉄骨・耐火構造	マンション構造に該当しない住宅で下記1.~4.のいずれか 1.次のいずれかに該当する住宅 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 ●土蔵造 ●鉄骨造 2.耐火建築物(戸建てのみ) 3.準耐火建築物(戸建て・共同住宅) 4.省令準耐火建物(戸建て・共同住宅)
マンション構造	下記1.または2.のいずれか 1.次のいずれかに該当する共同住宅 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 2.耐火建築物の共同住宅

エコ住宅専用 住まいる共済のエコ設備について

▶リーフレットをご確認ください。

※当会が指定するエコ設備付帯住宅ではないことが判明したときは、共済金をお支払いできない場合があります。

家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財
※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容される家財に限ります。
※貸家の場合は家財には加入できません。

保障の対象とならない住宅・家財(抜粋)
●通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など ●事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など ●稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など ●データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ●空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財 ●法人名義の住宅

10 共済期間および保障の開始 契約概要 注意喚起情報

共済期間

共済期間は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合の更新方法は下記のとおりです。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が、保障の対象の範囲外である場合は更新できません。
※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(後記「規約・細則の変更について」をご確認ください)。

- 掛金を口座振替(口振)により払い込む場合、自動更新となり手続きは不要です。
- 掛金を現金で払い込む場合、当会所定の手続きが必要です。

保障の開始

当会が加入の申し込みを承諾した場合、次のように契約が成立し保障が始まります。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

- 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合
初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から保障開始(発効)。
※申込書の提出が初回掛金の払込日より遅い場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。
- 口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合
申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から保障開始(発効)。
※初回掛金の振り替えができなかった場合は、申し込みはなかったものとなります。

11 掛金 契約概要 注意喚起情報

各共済1口あたりの掛金および特約の掛金は▶リーフレットをご確認ください。
※掛金の算出上発生した端数(円未満)は切り上げて算出します。
※エコ住宅専用火災共済は、年掛掛金のみ取り扱いとなります。

12 掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金の払込方法は所属団体により異なります。所属する団体または当会までお問い合わせください。

年払いの場合

次年度以降の掛金の払い込みについては、払込期日の属する月の振替日(当会が指定した日)にご指定の口座から振り替えます。

月払いの場合

毎月、当会が指定した振替日にご指定の口座から振り替えます。

13 掛金の払込猶予期間 注意喚起情報

- 団体一括払込団体
払込期日の翌日から1ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。
- 掛金口座振替特別適用団体
(1)口座振替(口振)は、毎月28日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。なお、掛金の払込期日は毎月の発効当日の前日の属する月の末日です。
(2)払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務(加入申込書の記入上の注意事項) 注意喚起情報

申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

2 クーリングオフ 注意喚起情報

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。
※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、保障の対象の所在地(火災共済・自然災害共済の場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

3 規約・細則の変更について 契約概要 注意喚起情報

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

契約締結後にご注意いただく事項

1 契約内容に関する届け出 注意喚起情報

契約者は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む) ●火災共済、自然災害共済、個人賠償責任共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき ●エコ設備付帯住宅から普通住宅へ変更されるとき ●付帯のエコ設備に変更が生じた場合 ●住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき ●30日以上空家または無人にするとき ●保障の対象を移転または変更するとき ●保障の対象である住宅の滅失、解体、譲渡、または保障の対象である家財を収容する建物の滅失、解体したとき ●この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき ●保障の対象の範囲外になったとき ●同居家族の人数が変わったとき ●契約者が死亡したとき
※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で当会が契約の継続を承諾しない場合は、契約を解除することがあります。

2 共済金等を確実にご請求いただくために 注意喚起情報

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

3 契約の解約・取り消し・消滅 注意喚起情報

- 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。
- 契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - ㉗ 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - ㉘ 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失または流失したとき

4 契約の無効 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします(㉙のときを除きます)。

各共済・特約共通

- ㉗ 保障の対象が契約の発効日または更新日において、保障の対象の範囲外 のとき
- ㉘ 契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅について、70%以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
- ㉙ 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、「特約などの概要」の表にある借家人賠償責任特約の加入条件のいずれかをみだしていないとき(借家人賠償責任特約)
- ㉚ 共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- ㉛ 住宅1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき(類焼損害保障特約)
- ㉜ 同一の契約者により同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約が付帯されていたとき(盗難保障特約)
- ㉝ 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ㉞ 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

自然災害共済

前記に加え、次のいずれかに該当する場合も、無効になります。
㉟ 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約(更新契約または中途変更の場合は、増額部分)。
㊱ 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分

5 契約の解除 注意喚起情報

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
- ㉗ 共済金受取人(個人賠償責任共済の場合は被共済者または共済金を受け取るべき人、借家人賠償責任特約は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 - ㉘ 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - ㉙ 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
 - ㊱ 前記㉗～㉙までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
 - ㉚ 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

- *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
※前記㉙の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

6 掛金の保険料控除について 注意喚起情報

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

7 他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い 注意喚起情報

当会の火災共済(セットしている特約を含みます)、自然災害共済のほか、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、